

通所リハビリテーション
重要事項説明書
＜令和 7年 4月 1日現在＞

1 事業所の概要

事業所名	<u>通所リハビリテーション事業所</u> ラ・サンテふよう		
所在地・連絡先	静岡県三島市佐野1205-3		
	電話番号	055-989-5544	
		午前8時30分～午後5時30分	
		時間外および休日は留守番電話対応	
	FAX番号	055-989-7005	
	管理者名	小堀 正雄	
事業所番号	介護老人保健施設	2250680028	

2 事業所の目的と運営方針

事業所の目的

社会医療法人志仁会が開設する通所リハビリテーション事業所（以下、「事業所」と言う）が行う通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員並びに管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護師及び介護士その他の業務に従事する従業員が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」と言う）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営方針

事業所は利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

3 事業所の概要(介護予防通所リハビリテーションを含む)

利用定員	80名
食堂	124㎡
デイルーム	121㎡
機能訓練室	202㎡（老人保健施設と兼用）
浴室	普通浴槽
送迎車	15台（車椅子対応車両9台）

4 事業の実施地域

三島市	国道1号線以北、谷田の一部
裾野市	佐野、平松、稲荷、二ツ屋、伊豆島田、水窪、久根、公文名、茶畑、麦塚
清水町	国道1号線以北
長泉町	国道246号バイパス以东

※ 送迎サービスを希望されない場合は上記以外でもご利用いただけます。

5 事業所の職員体制（職員数および業務内容、介護予防通所リハビリテーションを含む）

	最低職員数	業務内容
管理者(医師)	1	利用者様の医学的管理及び事業所の業務を統括
看護職員	1	利用者様の保健衛生並びに看護業務
介護職員	10	利用者様の日常生活全般にわたる介護業務
理学・作業療法士	2	利用者様に対する理学療法、作業療法業務
歯科衛生士	1	利用者様の歯科衛生並びに口腔機能に係わる業務
管理栄養士	1	利用者様の食事の献立・栄養管理・調理員の指導
調理員	5	利用者様の食事の調理業務
支援相談員	1	利用者様及びご家族等に対する相談業務
運転手	11	利用者様の送迎業務
その他	2	施設・設備管理等の業務、事務業務

※介護保険法上で、職員配置は職員1名に対し、利用者10名以下となっていますので個別対応はできません。

6 営業日、営業時間およびサービス提供時間

営業日 月曜日～土曜日
 休業日 日曜日および12月30日～1月3日
 災害、天候等により営業が困難となる日
 営業時間 8：30～17：30
 サービス提供時間 ① 10：10～16：10 通常型（長時間型）
 ② 10：45～15：10 短縮型（短時間型）
 ③ 8：50～11：50 午前半日型（3時間）
 ④ 9：50～11：50 午前半日型（2時間）
 ⑤ 13：10～16：10 午後半日型（3時間）
 ⑥ 13：10～15：10 午後半日型（2時間）
 送迎時間はサービス提供時間に含まれません。
 災害、天候等により営業時間に変更となる場合があります。

7 通所リハビリテーションサービスの内容

1. 食事（昼食）

食事時間 12：00～

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。③④⑤⑥の利用者には、昼食は提供されません。

2. 栄養マネジメント・栄養スクリーニング

低栄養状態の改善を目的とした個別の栄養相談等の栄養管理を管理栄養士が行います。また、利用開始時および、以後定期的に低栄養リスクについて把握し、担当するケアマネージャーに報告します。③④⑤⑥の利用者には栄養スクリーニングは実施されません。

3. 送迎

ご希望により、来所時及び退所時に居宅と事業所の間の送迎を行います。
 居宅以外の場所からの乗車、および居宅以外の場所での降車はできません。
 職員は居宅の中に入ることには出来ませんので、玄関前までの対応となります。
 車椅子での送迎も可能ですが、車内にて座席に移乗していただく場合もあります。

送迎可能な範囲 事業の実施地域と同様

送迎時間	迎え	① 8:00～	② 9:40～
		③ 8:00～	④ 9:00～
		⑤ 12:00～	⑥ 12:00～
	送り	① 16:10～	② 15:10～
		③ 11:50～	④ 11:50～
		⑤ 16:10～	⑥ 15:10～

送迎上の注意事項 地域、天候、交通事情、他の利用者の状況等により送迎時間は変動します。また、送迎車輛や職員には限りがありますので、送迎時間や車輛等の指定に副うことはできません。予めご了承ください。

4. 入浴

営業日は、午前中に入浴サービスを提供しますが、入浴サービスを希望される利用者が多い時等で午後の入浴となる場合があります。午前・午後の希望に沿うことは出来ませんので、予めご了承ください。

利用者の身体状況を鑑み入浴サービスを提供しますので、入浴を希望される方が多数の場合は、お断りする場合があります。

血圧や熱発等、当日の体調により、入浴サービスを提供できない場合もあります。

③④⑤⑥の利用者には実施いたしません。

5. 機能訓練

理学療法士・作業療法士等により、利用者の状況に適した機能訓練（必要に応じて個別リハビリ・運動器機能向上訓練）を行い、身体機能の維持、回復に努めます。

機能訓練は原則として機能訓練室で行いますが、送迎および事業所内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

体調により、リハビリの内容を変更、短縮あるいはリハビリサービスの提供ができない場合があります。

6. 看護

医師・看護職員が常勤し、利用者の心身の状態の把握に努めます。

※ 但し、通所リハビリテーションは、治療を目的とした医療行為は行えません。

7. 口腔衛生および口腔機能訓練

口腔衛生の実施・指導および、摂食・嚥下機能に関する訓練・指導を歯科衛生士、あるいは看護職員が行います。

8. 介護

通所リハビリテーション計画書に基づき、利用者の状況に応じた介助を行うとともに、自立に向けた適切な介助を行います。

9. 相談援助サービス

利用者とその家族等からの相談に応じます。また、担当の介護支援専門員等と連携を取り、在宅での生活を支援します。

10. レクリエーション、クラブ活動等

季節に応じたレクリエーションや行事、趣味活動やクラブ活動等を実施し、有意義な時間を過ごして頂けるよう努めます。③④⑤⑥の利用者には実施いたしません。

8 利用料および支払い方法

1. 利用料

利用料金は別紙「通所リハビリテーション利用料金表」を参照して下さい。

利用月の請求書を翌月15日ごろまでに、利用者等が指定する下記の送付先に送付します。利用月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

介護保険料の滞納等により保険給付金が事業所に支払われない場合、介護保険適用外の利用料金をお支払いいただきます。その際、サービス提供証明書を発行しますので、後日、保険者（市町）の窓口に提示し差額の払い戻しを受けてください。

2. 請求書・領収書の送付先

氏名

続柄

〒 ー

住所

3. 支払い方法

☐ 現金

介護老人保健施設ラ・サンテふよう事務所にて、月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時30分の間に、お支払いください。

通所リハビリテーション利用時の、利用者本人による利用料金の支払いは、紛失等のトラブルの原因になりますので、ご遠慮ください。

☐ 口座振り込み（振込手数料はご負担いただきます）

静岡銀行 清水町支店

普通預金口座（口座番号 291765）

口座名義人 社会医療法人 志仁会

理事長 関 伸二

☐ 自動引き落とし（引き落とし手数料のご負担はありません）

手続きの書類をお渡ししますので、ご記入後に提出ください。

手続きの関係上、初回の引き落としができません場合があります。その場合は、翌月に2ヶ月分を引き落とさせていただきます。

9 記録の開示

記録の閲覧・謄写を求める場合は、事業所の「個人情報保護に関する規程」に沿って対応します。

10 身体拘束

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

11 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
2. 虐待防止のための指針の整備をしています。
3. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

虐待防止に関する担当者 介護課長 山脇 明子

12 褥瘡対策

事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する体制を整備しています。

13 衛生管理

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備しています。

1. 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をしています。
2. 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
3. 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
4. 上記3項目のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

14 非常災害対策

「老人保健施設ラ・サンテふよう消防計画」に沿って対応を行います。

避難訓練

避難訓練を年間2回以上、利用者の方も参加して行います。

防災設備

スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、自動火災報知器、
非常通報装置、避難階段、誘導灯、等

消防計画書

三島消防署への届出を行っています。

防火責任者 堀井 孝行

15 業務継続計画の策定等

1. 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び浮上時の体制で早期の常務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対して当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
3. 定期的な計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

16 利用時の事故

1. 事業所は、利用者が安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスの提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しますが、通所リハビリテーションと言うサービスの特性上、常時の見守りや個別対応は不可能となります。
2. 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
3. 上記の措置を適切に実施するための担当者（リスクマネジャー）を配置します。
4. 事故が発生した場合は別添の「事故発生時の対応手順書」に基づき、速やかに対応します。
5. 利用にあたってのリスク等の説明を別添の「高齢者等の心身の特性と利用時のリスク等について」に記載します。その内容についてご確認・ご理解ください。

17 ハラスメント対策

利用者やその家族からの身体的暴力・精神的暴力・暴言・セクシャルハラスメント等に対して、適切なサービスを確保するために必要な措置を講じます。従業者へのハラスメント等により契約を解除する場合があります。

18 サービス内容に関する相談・苦情

事業所の提供するサービスに対しての要望や苦情は、下記相談窓口にお寄せ下さい。別添「苦情対応の手順書」に基づき、速やかに対応いたします。

相談窓口 介護老人保健施設 ラ・サンテふよう内

窓口担当者 支援相談員 縫田 純恵

介護課長 山脇 明子

受け付け時間 10:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く）

電話 055-989-5544

FAX 055-989-7005

その他、各市区町村および県、国民健康保険連合会にも苦情窓口にて受付をしております。

三島市社会福祉部介護保険課 055-983-2607

裾野市健康福祉部介護保険課 055-995-1821

長泉町長寿介護課 055-989-5511

国民健康保険連合会 054-253-5590

19 守秘義務と個人情報保護

従業者は、就業期間及び退職後においても、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を漏らすことのないよう指導・教育を行います。

個人情報に関する質問や相談は下記窓口にお寄せ下さい。

相談窓口	介護老人保健施設 ラ・サンテふよう内
窓口担当者	支援相談員 縫田 純恵
	介護課長 山脇 明子

受け付け時間	10:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く）
電話	055-989-5544
FAX	055-989-7005

20 通所リハビリテーションサービスの中止および緊急時の対応

事業所は、サービス利用中に、利用者の体調不良等の事由が発生し、その後のサービスの提供が困難と判断した場合、家族等の対応にて退所していただきます。

また、必要に応じて利用者を担当する主治の医療機関あるいは協力医療機関に対応をお願いすることがあります。

利用中に心身の状態が急変した場合、救急対応病院へ搬送します。

利用中に上記の事由が発生した場合は、下記の緊急連絡先の上位より連絡します。緊急対応が可能な順にご記入してください。どちらか一方に連絡が付いた時点で、他方には連絡をしませんので、各自で連絡を取り合うようお願いいたします。

（１）主治の医療機関

医療機関の名称

主治医名

（２）協力医療機関

名称 社会医療法人志仁会 三島中央病院

住所 三島市緑町2-25

電話 055-971-4133

（３）緊急時連絡先

① 氏名

続柄

住所（市町村名まででも構いません）

電話番号

携帯電話番号

② 氏名

続柄

住所（市町村名まででも構いません）

電話番号

携帯電話番号

21 届出事項の変更

重要事項説明書に記載された届出事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出て下さい。

16 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 事業所内での飲酒、来所時の酒気帯びはご遠慮下さい。
- (2) 施設内は火気厳禁です。火気の持込、喫煙は御遠慮下さい。
- (3) 事業所内の設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (4) 所持金、所持品、貴重品の紛失、破損に関しては責任を負いかねます。自己の責任で管理して下さい。
- (5) 事業所内外での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (6) 携帯電話・タブレット等の持込は制限しませんが、サービス実施の妨げや、他の利用者の迷惑にならないように注意して下さい。ペースメーカー等の医療機器を装着・装備している利用者が不快にならないよう配慮をお願いします。また、事業所内での紛失や破損については責任を負いかねます。自己の責任で管理して下さい。
- (7) 事業所内への食べ物の持ち込み、自宅への持ち帰りはご遠慮下さい。
- (8) 利用者間での物品の授受や貸借・売買、金銭の授受・貸借はご遠慮下さい。利用者間でトラブルが発生した場合には事業所は一切関わりません。
- (9) その他、他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮下さい。

17 介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書について

介護予防通所リハビリテーションの重要事項説明書は、通所リハビリテーション重要事項説明書を準用する。この場合において、規定中のアンダーラインの語句は下記のように読み替えるものとする。

- (1) 「要介護認定」を「要支援認定」
- (2) 「通所リハビリテーション事業所」を「介護予防通所リハビリテーション事業所」
- (3) 「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」

(4)「居宅サービス計画書」を「介護予防サービス・支援計画書」

事業所は、この重要事項説明書に基づき、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所	名称	<u>通所リハビリテーション事業所</u>	
		ラ・サンテふよう	
	住所	静岡県三島市佐野1205-3	
	電話番号	055-989-7000	
	理事長	関 伸二	印
説明者	職種	支援相談員	
	氏名	印	

私は、この重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名

身元引受人 氏名

続柄